

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年9月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界（広域）気候変動対策分野課題対応能力強化支援業務（国内業務）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
(QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：全世界（広域）気候変動対策分野課題対応能力強化支援業務
（国内業務）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00542

【内容構成】

- 第 1 章 企画競争の手続き
- 第 2 章 特記仕様書案
- 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）気候変動対策分野課題対応能力強化支援業務（国内業務）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年11月～2026年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

諸般の都合等により、本企画競争説明書に記載の業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

(7) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度末（2025年3月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課／第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

企画部 サステナビリティ推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年9月10日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年9月10日12時
3	質問への回答	2024年9月13日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年9月20日12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
8	見積書の開封	2024年10月4日14時
9	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

10	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	<p>評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内</p> <p>（申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM）</p> <p>※2023年7月公示から変更となりました。</p>
----	-------------------------	--

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限: 上記2. (3) 参照
- 2) 提出先: <https://forms.office.com/r/RK7Q7hN9ma>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（4）別見積について」のうち、1）の経費と3）～4）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：24a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(3)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点 = 最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点 = 最低見積価格 / それ以外の者の価格 × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (3) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景・経緯

2015年の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、気候変動対策に関する新しい枠組として「パリ協定」が採択され、2020年1月から運用が開始された。パリ協定は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つと共に、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを世界共通の長期目標として掲げていたが、2021年のCOP26において平均気温上昇を1.5℃以内に上方修正することが原則合意された。2023年のCOP28ではパリ協定の進捗状況がグローバルストックテイク

（GST）を通じて確認され、「エネルギーシステムにおける化石燃料からの脱却」を目指すことが明記され、石炭火力の廃止に力点を置いた、これまでの成果から踏み込んだ歴史的な合意となった。ただ、厳しい交渉と妥結の結果、化石燃料の移転燃料の役割が追記されることとなった。これを受け各国は2025年までに「国が決定する貢献（NDC）」の見直しが求められる。適応策について、水、食料生産、保健分野における強化が指摘され、「適応に関する世界全体の目標（GGA）」に全ての締約国が2030年までに気候リスク評価の実施と国家適応計画策定を含めることが求められた。開発途上国ではこれらを適切に対応していくための資金、技術、能力開発の支援を必要としている。

国際社会では、気候変動の影響を抑えるために脱炭素社会への移行、更には持続可能な開発目標（SDGs）の具現化に向けて、国のみならず、地方自治体、企業、金融機関等も含めて取り組みが強化されている。脱炭素社会に向けた社会の転換は、開発途上国を含むあらゆるアクターにとって不可避となっている。

JICAは、2023年10月30日に公表した「JICAサステナビリティ方針」に基づき、「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す」という目標を掲げ、組織的な気候変動への取り組みを強化している。その他にも、開発課題に中期的かつ戦略的に対応するため、2021年に気候変動を含む20の課題において「JICAグローバル・アジェンダ」（以下「JGA」という）を策定し、気候変動JGAでは、「コベネフィット型気候変動対策」と「パリ協定実施促進」を気候変動対策推進の柱として設定した。気候変動主流化の促進のため、関係部による、開発課題と気候変動対策の双方に対応した案件形成、実施が必要な状況にある。

また、2023年10月に公表したサステナビリティ方針の下、全新規事業をパリ協定の目標に整合させることを進めており、他の機関による運用等を踏まえて、JICAとしての取り組みを進めていくことが必要である。

JICAでは、これら気候変動への取り組みを強化するため、関連する知見を調査により深め、開発途上国への支援を通じて蓄積した知見を発信、支援効果を計測すること、関連する制度整備と実施が必要である。こうした背景を踏まえ、これらの取り組みを支援するために本業務を実施する。

第2条 業務の目的と範囲

本業務は、気候変動対策に係る調査・分析等を通じて、JICAにおける全新規事業をパリ協定の目標と整合させるための方策を検討すること、JICAにおける気候変動対策分野の課題対応能力強化を目的とする。具体的には以下の事項を実施する。

- (1) サステナビリティ方針に基づく気候変動に関連したガイダンス作成に必要な業務
- (2) 気候変動対策分野の課題対応能力強化に係る業務
 - ① コベネフィット型気候変動対策に係る業務
 - ② 気候変動対策と持続可能な開発課題（SDGs）とのシナジーに関する調査・研究
 - ③ 複数分野にまたがる気候変動対策案件形成に関する調査
 - ④ ボランタリーを含むカーボンマーケット・クレジットに係る調査

第3条 業務実施の留意事項

受注者は、発注者と定期的に打合せ・協議をした上で、第4条に記す業務を行う。

第4条 業務の内容

(1) サステナビリティ方針に基づく気候変動に関連したガイダンス作成のための業務

背景：

JICAは2023年10月に「JICA サステナビリティ方針」を公表し、「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す」ことを目標に掲げている。この目標を踏まえ、国際開発金融機関（MDBs）が公表するパリ協定整合の方法に係る原則（Joint MDB Methodological Principles for Assessment of Paris Agreement Alignment）や欧州復興開発銀行の方法論（Methodology to determine the Paris Agreement alignment of EBRD investments）等を参考に整合プロセスの検討を進めている。

上記のMDBsによる取組では、パリ協定整合の判断に際しては、緩和と適応の両側面に関して別々の基準に基づき検討を行うものとして運用されており、JICAにおいても同様に緩和と適応の両側面に関して、案件承諾の前に検討を行うことを想定している。具体的には、協力準備調査の前に簡易的に整合該否を判断する一次スクリーニングを行うとともに、協力準備調査を通じて一定程度の具体性を持った二次スクリーニングを行い、整合該否を判断する想定で、JICAにて整理を進めている。

このように、基本的なプロセスや考え方は JICA にて整理済みの状況であるが、二次スクリーニングの考え方を整理する必要があるとともに、一般的なプロジェクト以外のサブスキーム（財政支援、ツーステップローン、協力準備調査のない案件）の考え方を整理する必要がある。

今後、JICA は全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを図る予定しているところ、これを実現するべく、以下の業務を実施する。

業務内容：

1) JICA が検討しているパリ協定整合プロセスのレビュー

- JICA にて検討しているパリ協定整合プロセスをレビューし、過不足がないかを検討する。その上で、2) 以降の検討を行う。
- なお、特に、適応の観点で、JICA が検討している簡易的にセクター毎のリスクの多寡を判断するための方策については、重点的にレビューを行い、必要な助言を行う。

2) セクターを問わず使用可能な上位文書として位置づけられるガイダンスの作成

- 緩和の観点で、脱炭素に向けたロードマップとの整合性やカーボンロックインへの該否を検討する上でのガイダンスの作成を行う。
- 本ガイダンスは案件の担当者や案件の協力準備調査を行うコンサルタントが参照し、道筋の考え方やカーボンロックインの考え方を理解し、形成する案件の性質が検討出来るようなものとする。
- この際、他の国際開発金融機関の事例を参照し、必要に応じて、ヒアリングなども実施する。

3) セクター別のガイダンスの作成

- 緩和の観点で、道路、空港、エネルギー、海水淡水化、農業について、MDBs の考え方も参考に整合性を判断するためのセクター別のガイダンスを策定する。
- 適応の観点で、港湾、再生可能エネルギー、水力発電所、火力発電所、廃棄物、農業・農村開発に係る気候リスクのチェックを簡易的に行うツールやチェックリストを検討する。
- この際、他の国際開発金融機関の事例を参照し、必要に応じて、ヒアリングなども実施する。

4) 施設整備を直接的に支援しない形での協力に係るガイダンスの作成

- 緩和と適応の双方の観点で財政支援やツーステップローン等のパリ協定整合に係るガイダンスを整理する。
- この際、他の国際開発金融機関の事例を参照し、必要に応じて、ヒアリングなども実施する。

5) ノンソブリン業務に係るガイダンスの作成

- 他の MDBs がノンソブリン業務において、パリ協定に整合するという手続を行っていることから、この対応について検討を行う。
- この際、他の国際開発金融機関の事例を参照し、必要に応じて、ヒアリングなども実施し、ノンソブリン業務に係るガイダンスを作成する。

6) 上記の全てを纏めた参考資料の作成

- JICA 内での参考資料とするべく、上記の内容を纏める。
- 加えて、簡潔なプレゼンテーション資料を作成する。

7) ガイダンスに基づく確認

- ガイダンス作成の過程で具体的な事業形成における助言を行う可能性がある³。その場合、上記業務で纏めたガイダンスに基づき、事業形成検討の進め方や調査項目について助言を行う。

(2) 気候変動対策分野の課題対応能力強化に係る業務

①コベネフィット型気候変動対策に係る業務

背景：

JICA は、「コベネフィット型気候変動対策」を促進し、開発事業と気候変動対策の間で相乗効果を発揮することで、全新規事業のパリ協定整合と気候変動に強靱で持続可能な開発の実現を目指している。そのためには、適応策と緩和策を柱として気候変動のリスクを抑制するとともに、持続可能な開発（SDGs）とのシナジーの最大化、潜在的なトレードオフの回避・最小化を図ること等を定義として定めている。

そのため、JICA は 2022 年度から 2023 年度において、「コベネフィット型気候変動対策調査研究」を実施し、以下の作業を完了した。

- 1) コベネフィット型気候変動対策の定義
- 2) 19 個の JGA 毎の気候変動対策と持続可能な開発目標（SDGs）とのシナジー／トレードオフを整理した JGAXSDGs マトリックス表（日・英）（以下「マトリックス表」という）
- 3) コベネフィット型気候変動対策の達成度・貢献度の評価・指標の検討
- 4) コベネフィット型気候変動対策の短期・中長期的の方向性
- 5) 8 個の JGA におけるコベネフィット型気候変動対策案件形成のための解説書案作成

今後上記の研究成果を活かして、JICA はコベネフィット型気候変動対策の推進に向けた具体的運営方法を検討する必要があるため、以下の業務を実施する。

業務内容：

ア) 各 JGA におけるコベネフィット型気候変動対策解説書作成と更新

- 作成済みの解説書案を参考に 11 個の JGA におけるコベネフィット型気候変動対策解説書案を作成（解説書の別紙を含む）
- 各分野 JGA の担当部署や JICA 関係者と意見交換・協議を通じて 19 個の JGA におけるコベネフィット型気候変動対策解説書の更新（解説書の別紙を含む）。なお、解説書の別紙資料として、マトリックス表の、トレードオフ軽減のチェックリスト、各 JGA における事例分析が含まれている。

イ) 「コベネフィット型気候変動対策」の案件形成における手順の検討

- 「コベネフィット型気候変動対策」案件形成を促進するための業務フローを検討
- 解説書を活用した「コベネフィット型気候変動対策」の案件形成を支援

³ 上記業務で纏めたガイダンスに該当する新規事業がある場合、試行的に先行して適用することが想定される。

- 「コベネフィット型気候変動対策」案件形成に関する各セクターにおける勉強会を実施

ウ) 達成度・貢献度の評価・指標のモニタリング

- 過去の業務委託調査で検討された指標案や評価方法案、および過去の事業の分析を踏まえて、コベネフィット型気候変動対策の目標設定およびモニタリング方法を検討。

その他：

- JICA 関係者との意見交換・協議を通じて議論を深める
- 分析過程や結果、関係者の意見を踏まえた報告書の作成

②気候変動対策と持続可能な開発課題（SDGs）とのシナジーに関する調査・研究

背景：

2015年にSDGsおよびパリ協定が採択されたことを踏まえて、UNDESA（国連経済社会局）およびUNFCCC（国連気候変動枠組条約）事務局は、気候変動対策とSDGsの相乗的な実施を促進するための取り組みを世界、地域、国のレベルで行っている。その一環として、2023年に「Synergy Solutions for a World in Crisis: Tackling Climate and SDG Action Together」という報告書が公開された。さらに、「SDGsとパリ協定のシナジーに関する会合」が2019年4月、2020年5月から6月、2022年7月に3回開催された。第3回会合は日本の環境省が主催し、国連大学会議場（東京）で開催された。

環境省は、パリ協定とSDGsのシナジーに取り組んでおり、「気候変動・生物多様性・汚染の3つの危機に対応し、持続可能な開発を支援するためのシナジーの推進に関する決議」をUNEA6（2024年）で提案し、採択された。この決議は、3つの危機に取り組むためにはシナジーが必要であることを共通認識とし、各国の関連施策やSDGsのゴール間のシナジーを高めることを後押しし、2030年のSDGs達成に向けた取り組みを加速することも目的としている。この取り組みにおいて、途上国の参加も重要であることを認識し、JICAとの連携強化が期待されている。

JICAは、適応策と緩和策を柱として気候変動のリスクを軽減し、持続可能な開発（SDGs）とのシナジーを最大化し、潜在的なトレードオフを回避・最小化する「コベネフィット型気候変動対策」を中心に据えた気候変動JGAを策定している。上記のように、JICAは気候変動対策とSDGsのシナジー強化に取り組んでいるが、より具体的な事例分析、途上国においてパリ協定とSDGsのシナジーを促進する方法を検討する必要がある。

以上のような背景を踏まえて、JICAが対象とする途上国におけるパリ協定とSDGsのシナジー促進に関する調査を実施する。

業務内容：

- 他ドナーや協力機関による途上国におけるパリ協定とSDGsのシナジー強化への取組に関する情報収集
- 他ドナーや協力機関による途上国におけるパリ協定とSDGsトレードオフの回避への取組に関する情報収集
- JICAが実施した2022～2023年度のコベネフィット型気候変動対策に関する調査研究で分析された事例から、数件（JICAとの協議にて決定）選定し、気候変

- 動対策と SDGs のシナジーとトレードオフの関係性を定量的・定性的に評価
- パリ協定と SDGs シナジー強化やトレードオフの回避を促進した JICA が実施したプロジェクトの事例に関する情報収集（例：シナジーを強化する政策策定支援、能力強化等）
- 上記の調査を踏まえて、JICA の関与・取組方法を提言

その他：

- JICA 関係者との意見交換・協議を通じて議論を深める
- 分析過程や結果、関係者の意見を踏まえた報告書の作成
- 発注者向けの報告会の実施（1回）

③複数分野にまたがる気候変動対策案件形成に関する業務

背景：

気候変動は分野横断的な影響を与え、それに対する対策も事業が対象とする分野以外にも影響を及ぼす可能性がある。例えば、気候変動は降水パターンの変化によって水の供給や水資源確保に影響を与え、さらに洪水や干ばつなどの極端な気象災害を引き起こす可能性がある。これによって、水資源への影響だけでなく、農業やエネルギーなどの分野においても深刻な社会経済的および環境的な影響が生じることがある。

また、気候変動の緩和策や適応策も分野横断的な影響をもたらすことがある。例えば、エネルギー分野における温室効果ガス（GHG）排出削減を目的とした水力発電やバイオマス燃料の導入は、水の使用量や農業生産に影響を与える。洪水対策のためのダムの建設は下流の農業生産を含む水の利用者へ影響を与える可能性がある。そのため、気候変動対策は分野横断的に検討する必要がある。

その背景において以下の調査を実施する。

業務内容：

- 文献調査等を通じた他ドナー等の分野横断的気候変動対策の取組や事例に関する情報収集
- 分野横断的気候変動対策案件形成が可能な対象国選定のための情報収集
- JICA との議論を通じて対象国を選定
- 対象国における気候変動対策の重点分野を特定（緩和と適応を含む）
- 重点分野におけるニーズを特定
- JICA との議論を通じて、対象国のニーズに沿った分野横断的案件形成の検討
想定する作業は以下のとおり。
 - ・準備作業：調査対象の国、分野に係る情報収集、質問票作成、事前配布資料作成
 - ・オンライン作業：インタビュー・ワークショップ実施、議事録や報告書作成（担当部分に関連する部分）。
 - ・取り纏め作業：報告書作成
- 上記の情報を元に具体的な案件内容を検討、コンセプトノート作成、JICA へ提案

その他：

- JICA 関係者との意見交換・協議を通じて議論を深める
- 分析過程や結果、関係者の意見を踏まえた報告書の作成

- 発注者向けの勉強会の実施（1回）

④ ボランタリーを含むカーボンマーケット・クレジットに係る調査

背景：

パリ協定の目標の実現に貢献する取組みの1つとして同協定の第6条がある。6条4項においては京都議定書におけるクリーン開発メカニズム（CDM）等を踏まえて新たな国連主導型のスキーム（6.4メカニズム）が検討されている。例えば、アジア開発銀行等は6.4メカニズムを中心とした方法論の検討や実施体制構築等の支援を行っている。6条関連については、JICAもこれまで様々な貢献を行っているが、一例としてCDMにおいては技術協力のみならず円借款等を通じてプロジェクトを形成した経験や世銀炭素基金への出資経験がある。

6条2項については6.4メカニズム以外の関連の取組みが基本的に対象となり、例えば、日本、スイス、シンガポール等は二国間のメカニズムを推進しており、既に複数国で取組みが実施されている。また各国の国内のメカニズムも検討が進んでおり、我が国においてもGXリーグ等の一連の動きや、東京や埼玉で排出量取引制度などが運用されている。更にセクターレベルでは一例として国際民間航空機関（ICAO）が国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（CORSIA）を推進している。また、米：国際開発庁（USAID）や独：復興金融公庫（KfW）、仏：開発庁

（AFD）等はボランタリーマーケットにかかわる取組みを進めている。ボランタリーカーボンについてはCOPにおける6条の交渉が進展する前から創出や償却などの動きが継続的にみられている。6条2、4項の制度や基盤整備等が進む中においても、地理・地政学的、経済的な理由等で中東・アフリカなど一部の地域・国ではボランタリースキームを活用する動きも検討されており、二国間や6.4メカニズム等のスキームのみならず今後の動向が注目されている。地域レベルでも、例えば、アフリカでは現在アフリカ開発銀行（AfDB）も関与するAfrica Carbon Markets Initiative（ACMI）などの動きがある。

また、6条2項では国際的に移転される緩和成果（ITMOs）の二重計上を回避するための相当調整等についても定められており、開発途上国を含むパリ協定批准国は自らのGHG削減目標の達成等を踏まえて、この検討についても注目が集まっている。

業務内容：

本業務においてはODA等を通じたボランタリーを含むカーボンマーケットの活用に係る検討を行うため、以下を実施する。

1) パリ協定第6条等にかかわる調査

第6条等について上述の背景及び後述の2)の事項を踏まえて以下の調査を行う。

(ア) 国際的な動き

- 6.4メカニズムなど6条4項にかかわる動きについて、COPや関連の国際会議・会合等の情報収集、ADBやUSAID、韓：対外経済協力基金（EDCF）等のバイ・マルチ国際機関、関連地域の産学官関係者へオンライン等によるヒアリングなどの調査・整理を行う。
- 6条2項にかかわる動きについて、シンガポール、USAID、KfW等がボランタリーカーボンマーケットの振興を行っており、また上述以外にもスウェーデン（SIDA含む）等が二国間メカニズムを推進し、開発途上国においてもタイの国内スキームT-VER等が推進されているため、こうした事例も含めて上記と同様の形でバイ・マル

ち国際機関、関連地域の産学官関係者へオンライン等によるヒアリングなどの調査・整理を行う。

- また、6条全体にかかわる取組みとしては UNFCCC や世界銀行による登録簿、方法論等のシステム整備や統合化、シンガポールのようなカーボンマーケットのハブとなるような動きなどについても関連の動向を含めて上記と同様の形で調査・整理を行う。
- なお、6条以外にも、相当調整を伴わないボランティアカーボンマーケットを通じたカーボン・オフセットに関して、バイ・マルチ国際機関、関連地域の産学官関係者へオンライン等によるヒアリングなどの調査・整理を行う。その際、ボランティアカーボンクレジットの登録簿におけるバイ・マルチ国際機関による支援プロジェクトの登録状況も調査する。

(イ) 我が国の動き

- 我が国における GX リーグ等を含む GX 施策、J-クレジット制度、東京・埼玉等の排出権取引制度など過去から現在に至る関連の動きについて、上記と同様の形で調査・整理を行う。

2) JICA としての協カスキーム、分野の特定

- 上記 1) の結果を分析した上で課題などを明らかにし、JICA として検討し得る協カスキームや分野等を特定する。
- その際にはノンソブリン事業、ソブリン事業の 2 つの形態を考慮する。加えてボランティアマーケットだけでなく、今後の本分野の進捗次第で 6 条 4 項や他の 6 条 2 項スキームが主となるケースも含めて特定する。

第 5 条 報告書等

本調査の成果品として下記リストに記載された報告書（和文）を提出する。

No.	成果品・提出物	形式	提出期限	部数
1	中間報告書（全業務）	CD-ROM	2025 年 3 月中旬	1 部
2	最終報告書（全業務） ⁴	CD-ROM	2026 年 2 月 28 日	1 部
3	サステナビリティ方針に基づく気候変動に関連したガイドランス作成のための調査報告書	CD-ROM	最終版：2026 年 2 月上旬	1 部
4	コベネフィット型気候変動対策に係る調査報告	CD-ROM	中間版：2025 年 3 月中旬 最終版：2026 年 2 月上旬	1 部
5	気候変動対策と持続可能な開発（SDGs）とのシナジーに関する調査・研究報告書	CD-ROM	中間版：2025 年 3 月中旬 最終版：2026 年 2 月上旬	1 部
6	複数分野にまたがる気候変動対策案件形成に関する調査報告書	CD-ROM	中間版：2025 年 5 月末 最終版：2026 年 2 月上旬	1 部

⁴ 3 から 7 の報告書を添付した、業務全体期間を通じた報告書。

7	ボランティアを含むカーボンマーケット・クレジットに係る調査報告書	CD-ROM	最終版：2025年5月	1部
---	----------------------------------	--------	-------------	----

成果品の中間版とは、中間提出期限時点でのものを指す。

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	気候変動対策と持続可能な開発課題(SDGs)とのシナジーに関する調査・研究が多数の機関、研究者によって行われているところ、現在の動向についての認識の説明と、今後の調査アプローチについて説明を行う。	第4条 調査の内容(2)②
2	気候変動対策は、複数分野にまたがる気候変動対策案件形成に関する業務における、聞き取り想定機関や参照する文献の例を説明するとともに、コンセプトノートとして取りまとめる際のアプローチ案を説明すること。	第4条 調査の内容(2)③
3	ボランティアを含むカーボンマーケット・クレジットについて、開発途上国でのボランティアクレジットの役割や、各国が定めるNDCへの貢献との関係、更にODA事業としてのJICAの関与を考慮した上で、調査の方針を提案すること。	第4条 調査の内容(2)④

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：気候変動対策及びサステナビリティ推進

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：全世界

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年11月～2026年2月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途： 約23人月

2) 渡航回数： 渡航の予定はなし。

(3) 公開資料等

➤ JICA ウェブサイト：JICA グローバルアジェンダ（気候変動対策）

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/index.html>

➤ 気候変動対策分野ポジションペーパー

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/climate/ku57pq00002cucus-att/position_paper_climate.pdf

➤ SDGs ポジションペーパー（ゴール13の達成に向けたJICAの取組方針）

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/climate/ku57pq00002cucus-att/sdgs_goal_13.pdf

➤ JICA サステナビリティ方針

https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/_icsFiles/afiedfile/2023/12/01/sustainability_202310.pdf

➤ コベネフィット型気候変動対策ポリシーブリーフ

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/_icsFiles/afiedfile/2024/03/05/policybrief_05.pdf

尚、昨年度までの類似業務成果品は別途ハードコピーで閲覧可能⁵。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

⁵閲覧希望者はJICA本部にてハードコピーを閲覧可。閲覧希望者は企画部サステナビリティ推進室（pdgum@jica.go.jp）および、担当佐藤（sato.mayako2@jica.go.jp）まで連絡のこと。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とと

もに別途提出します。

【上限額】

56,600,000円（税抜）

なお、定額計上分（直接経費分のみで 0円（税抜））については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（４）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

上記の費目については、直接経費分のみならず一般管理費等も提示ください。一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

（５）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（３）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

- ・ 定額計上とする経費はありません。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を定額計上分でも適用します。

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(7) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)